

今後の雇用・能力開発機構のあり方について（最終報告案）

I 検討経過

II 職業訓練業務の評価と今後のあり方

1. 職業訓練を取り巻く状況と公共職業訓練の現状

(1) 雇用情勢・経済情勢とものづくり分野の状況

(2) 教育訓練市場全体の状況

(3) 公共職業訓練の現状

① 公共職業訓練全体の概況

② 雇用のセーフティネットとしての公共職業訓練の意義

③ 公共職業訓練としてもものづくり訓練を行う意義

④ 国及び都道府県の役割分担

2. 機構の職業訓練の実施状況と評価

(1) 機構の行う公共職業訓練について

(2) 雇用のセーフティネットとしての訓練の実施状況と評価

(3) ものづくり訓練の実施状況と評価

① 在職者訓練の実施状況と評価

② 学卒者訓練の実施状況と評価

(4) 指導員の養成・再訓練、PDCAサイクル等訓練の質の保証に係る状況と評価

(5) 職業訓練業務に係る財源及び経費の実績と評価

3. 職業訓練業務の今後のあり方

(1) 総論

(2) 職業訓練事業運営の重点

(3) 個別の施設等ごとの方針

① 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）

② 職業能力開発大学校・附属短期大学校（ポリテクカレッジ）

③ 職業能力開発総合大学校

④ 民間教育訓練機関への委託訓練

(4) 都道府県や民間での実施可能性

① 施設内訓練を都道府県や民間へすべて移管する場合の問題点

② 一部の施設の移管の際の留意事項

③ 移管に伴う業務の負担と混乱

4. 職業訓練以外の業務

III 組織のあり方

IV まとめ

今後の雇用・能力開発機構のあり方について（最終報告案）

I 検討経過

- ・ 本検討会は、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）について、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人形態の在り方については、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発施設の設置・運營業務について、ものづくり分野を重点に、地域の民間では実施していないものに特化するとの観点から、その必要性について評価を行い、その結果を踏まえ、法人自体の存廃について 1 年を目途に検討を行う。」とされたことを踏まえて設置されたものである。

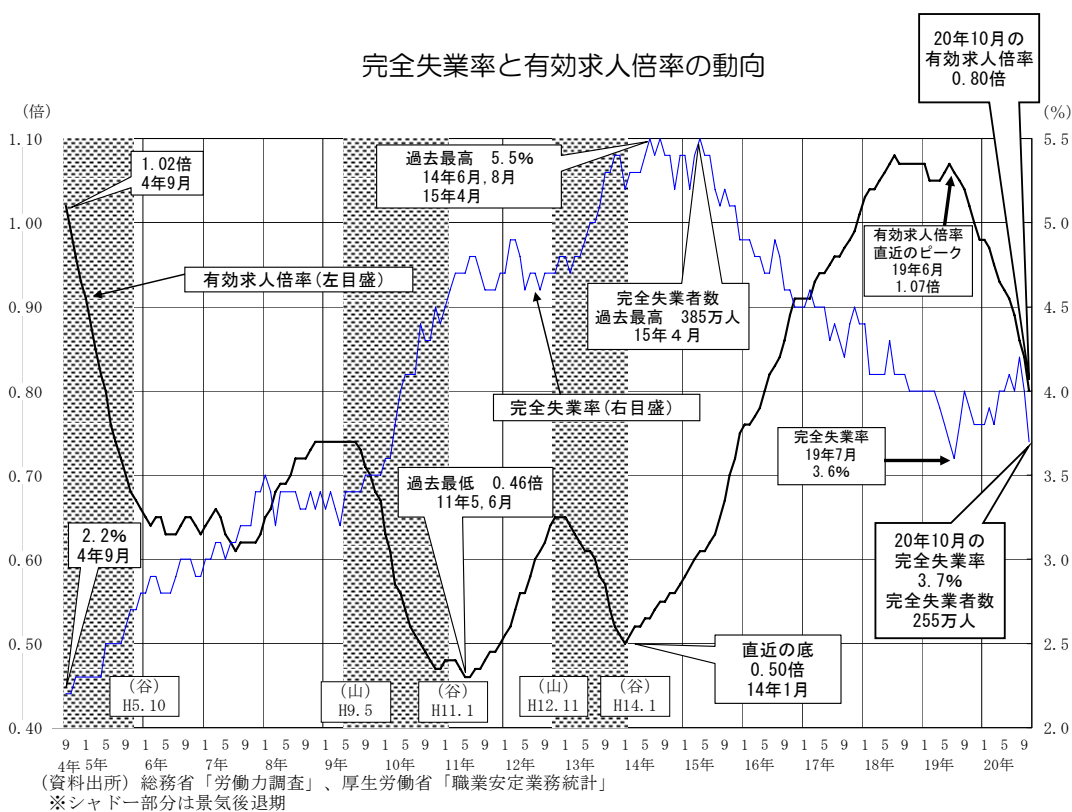
平成 20 年 3 月の第 1 回会議以来、実際の職業訓練の現場の視察を行うとともに、機構職員のみならず、都道府県の訓練担当者や民間の教育訓練事業者からのヒアリングを実施した上で、7 月には「『雇用・能力開発機構あり方検討』中間整理」を、9 月には「雇用・能力開発機構のあり方について（今後の検討方針）」をとりまとめたところである。
- ・ 一方、行政減量・効率化有識者会議においては、9 月 17 日に、「雇用・能力開発機構の存廃についての方針（大綱）」がとりまとめられ、機構の組織は廃止・解体するとともに、国は全国的な施策の企画・指導等を行い、実施はできるだけ地方や民間に委ねるべきとの指摘を受けている。
- ・ 本検討会においては、行政減量・効率化有識者会議からの指摘にも留意しつつ、これまでの検討会における各委員の意見を踏まえ、機構の行う職業訓練業務についての評価を行い、機構のあり方についての報告をとりまとめた。
- ・ 本検討会の議論の結果、雇用のセーフティネットとしての職業訓練や日本の国際競争力の維持に重要な役割を果たしている基幹産業を支えるものづくり分野の職業訓練について国が果たすべき役割は極めて大きいとの各委員の共通認識のもと、職業訓練業務をはじめ、機構が行う業務について改革すべき点があることを認めつつ、雇用のセーフティネットやものづくり分野などの職業訓練について国が果たすべき役割が存在するとの結論に至った。
- ・ したがって、今後は、機構の業務については、職業訓練関係業務に特化するとともに、当該業務についても、民間や都道府県に委ねるべきものは委ね、業務の効率化を進めた上で、国が責任を持って行うべき職業訓練の実施体制を確保すべきであると考えます。また、機構の組織についても業務の見直しを踏まえて抜本的に見直すことが適当である。

Ⅱ 職業訓練業務の評価と今後のあり方

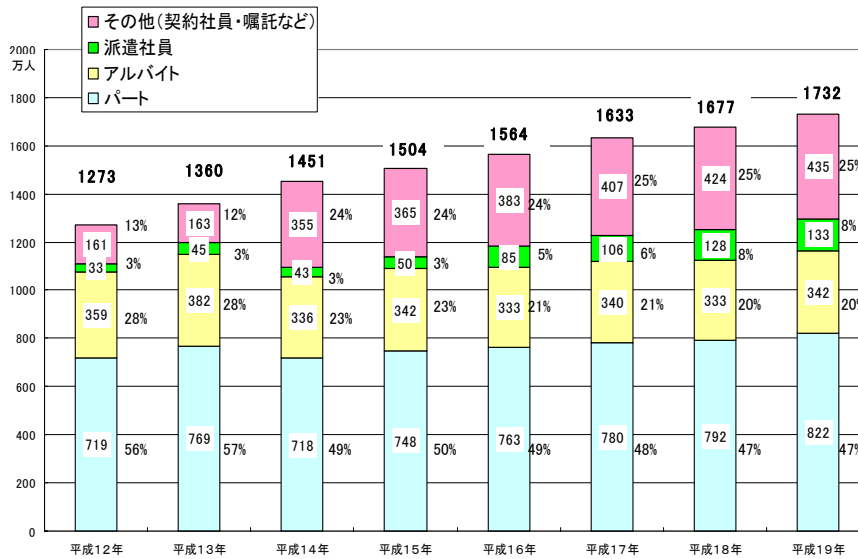
1. 職業訓練を取り巻く状況と公共職業訓練の現状

(1) 雇用情勢・経済情勢とものづくり分野の状況

- ・ 平成20年10月の完全失業率は3.7%、有効求人倍率は0.80倍となっており、雇用失業情勢は下降局面にある。世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振れ懸念が存在しており、雇用失業情勢の先行きについても、さらに悪化するおそれがある。
- ・ 非正規労働者が、平成19年には1,732万人（パート822万人、アルバイト342万人、派遣133万人、その他（契約社員、嘱託等）435万人）に達するなど、引き続き増加している。これらの非正規労働者は、全体として、職業能力形成機会に恵まれておらず、こうした労働者層の増大を放置することは、経済的格差の拡大・固定化や少子化の一層の進行といった問題を生じさせるとともに、我が国経済の活力の維持・向上に影響を与えかねない。
- ・ 上記のような雇用失業情勢に加え、今後は、離職者の増加に対応して、再就職促進のための公的職業訓練の必要性が増大する中で、雇用のセーフティネットとして、急激な雇用情勢の悪化に対応する離職者訓練の全国的な備えや、非正規労働者を安定雇用へ誘導するための職業訓練の実施がますます重要となると考えられる。



非正規労働者数の推移



(資料出所)総務省統計局「労働力調査特別調査」(平成12、13年)、「労働力調査詳細集計」(平成14～18年)
 (注)1. 平成12、13年は2月。平成14年以降は年平均。
 2. 平成14年以降は、それ以前の労働力調査特別調査と調査方法、調査月が異なることから、時系列比較には注意を要する。

- ・ 他方、産業分野に眼を向けると、我が国の基幹産業である自動車、電機、機械などの製造業は、ものづくり基盤技術(※)を有する中小企業が大企業を下支えしているが、これらの中小企業においては、人材の確保・育成が困難な状況が続いている。
- ・ 若年者の新規雇用が大幅に減少していることに加え、これまでの中小企業間の労働移動を繰り返し一人前となる環境が崩れつつある中で、技能の継承を含め、人材確保・育成に対する公的支援が求められる状況にある。
- ・ また、ものづくり分野においては、製品の品質の高度化や納期の短期化、さらには、海外との競争による価格競争等により、生産工程の合理化、品質管理、設備の保全・改善の重要性が増し、これらに関する知識や技能に対するニーズが高まっている。

※ ものづくり基盤技術

金型、金属プレス加工、切削加工、溶接等に係る技術。中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律においては、特定ものづくり基盤技術として20技術が上げられている。

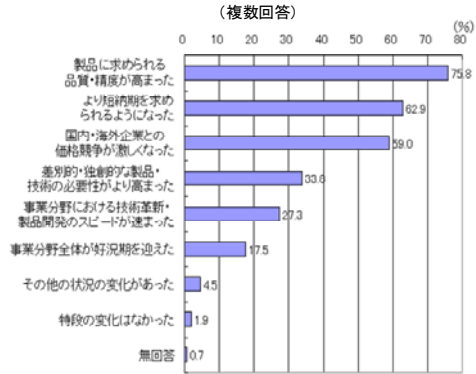
ものづくり産業の事業環境変化と技能系正社員に求められる知識・技能の変化

○ ものづくり産業における事業環境・市場環境の変化としては、「製品に求められる品質・精度の高まり」や「より短納期を求められること」等が挙げられる。

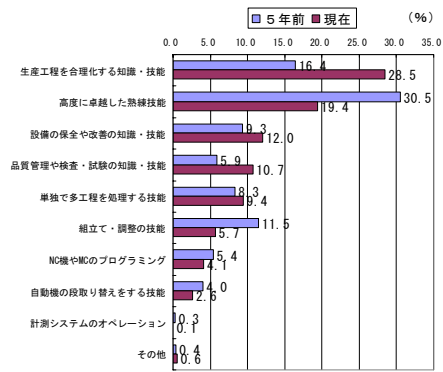


○ 技能系社員に求められる知識・技能としては、「高度に卓越した熟練技能」などが減少する一方で、「生産工程を合理化する知識・技能」や「品質管理や検査・試験の知識・技能」などへのニーズが高まっている。

過去3年間ににおける事業環境・市場環境の変化の状況認識



技能系正社員に求められる最も重要な知識・技能



資料：労働政策研究・研修機構「ものづくり産業における人材の確保と育成に関する調査」（2008年）

(2) 教育訓練市場全体の状況

- 我が国の教育訓練市場全体を推計すると、約 1.8 兆円規模の市場であり、それを負担別に見た内訳は、約 5 割は企業による OFF-JT や自己啓発支援等、約 4 割は労働者による自己啓発等となっており、国及び都道府県が公共職業訓練等に支出している金額の占める割合は約 1 割である。このうち国の関係部分は 1,457 億円で全体の 8.3% という状況となっている。
- なお、訓練プログラムへの公的支出の対 GDP 比を比較した場合、日本は先進諸国の中でも低水準となっている。

教育訓練市場の全体像（推計）

